

# 長与町農業委員会議事録

令和6年9月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えてます。

長与町農業委員会



# 令和6年9月農業委員会総会

1. 日時 令和6年9月25日（水） 13時30分から14時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎	

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	9番 山口 和幸	11番 山口 多美子
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について		
第4	第1号報告 農地転用専決処分について		

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年9月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人指名いたします。9番 山口 和幸 委員、11番 山口 多美子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請が1件。

報告事項は 農地転用専決処分を3件予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

資料につきましては、No.1をご参照ください。

譲受人は新規就農者ですので、就農計画と現況写真です。

整理番号 10

申請地

長与町高田郷（地番）

地目 畑

面積 384 m<sup>2</sup> です。

農地区分は、農用地区域外となっております。

申請者は、

譲渡人が、

長与町まなび野2丁目（地番） （氏名）

譲受人が、

長与町高田郷（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は新規就農者であり、申請地を無償で譲り受けて耕作を行

います。作物は野菜を予定しております。

譲受人の耕作地は0m<sup>2</sup>、労働力は3人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。

図面の上に（事業所名）がございます。（事業所名）の南側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 山口 正則 推進委員

推進委員 はい、説明を行います。9月17日に現地確認を行いました。  
4番 贈与で、無償でということで問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。 6番 栗山 将和 農業委員

6番 はい。説明を行います。9月17日に事務局の山崎さん竹中さんと推進委員の山口さんと崎山さんと私で現地確認をしました。（譲受人）は不在で（譲受人）の奥様が立ち会ってくれたんですが、ちゃんと草も刈ってありましたし、これから野菜とかメロンとか植えていきたいということだったので何ら問題ないかなと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請につ

いて」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明いたします。

第2号議案の1ページをお開きください。

整理番号 8

利用権を設定する者は、

長与町斎藤郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町斎藤郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 畑

面積 1,733 m<sup>2</sup> です。

作物名は 野菜。権利の種類は、使用貸借です。

期間は、令和6年11月10日から令和26年11月9日までの20年間です。新規の契約となります。この土地につきましては、今年4月に農地法第3条による使用貸借の契約を結んでおりましたが、補助事業の都合上、農地中間管理を通した契約とする必要があるため、3条による契約を解約し、新たに申請をしております。

土地の所在を説明します。図面の右上に(施設名)がございます。(施設名)の南西側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員  
7番

説明を行います。9月17日10時から、崎山委員と渡邊委員、事務局職員2名と私の5名で現地確認いたしました。

もともと(使用借入人)が、(使用貸入人)から農地法第3条による使用貸借で借りていましたが、これを変更して中間管理機構を利用して今後行うそうです。何の問題もないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。 5番 渡邊 章三 農業委員

5番

はい。今谷口さんが説明されたとおりであります。もうちょっと詳しく言いますと、(使用

借人)は、一応新規就農ですよね。それで1年間琴海町でアスパラガスの研修を受けて、(使用貸人)の実家の裏にハウスを建てて、約3畝ぐらいを耕作しております。今年アスパラガスを植えて、今1mぐらいに育っています。今回、いわゆる補助事業の関係で変更するということです。

そして、野菜としてありますが、品目的にはアスパラガスです。これにハウスを建てるということで、別段、問題ないかなと思っています。

現在はですね、若干土地に水がたまるということで、幾らかを埋めてあります。それとロールになった草を、約10個投入をして、今から整地をしてそれを広げて栽培をつくっているということですから、今年度中にはできるんじゃないかなと思っています。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします。

これから、報告事項にうつります。

農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

農地転用専決処分の報告です。

3件すべて、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。1件目・2件目は椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出、3件目は高田南土地区画整理事業にかかる転用届となりますので、まとめて報告いたします。

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。

1枚目が土地利用計画平面図、2枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

1件目

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

(会社名) 福岡市博多区 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番)、面積 849 m<sup>2</sup>

椿林土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号)、面積 226.32 m<sup>2</sup>です。

4. 申 請 日 令和6年8月27日

5. 専決処分の日 令和6年8月27日

次ページをお開きください。2件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は

(氏名)・(氏名) 時津町 (地番)

譲渡人は、

(会社名) 長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等。

届出の筆は3筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番) 面積 82 m<sup>2</sup> 以下3筆です。3筆合計 447 m<sup>2</sup>です。

椿林土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積 16.22 m<sup>2</sup> 以下3区画。3区画合計 77.3 m<sup>2</sup>です。

4. 申 請 日 令和6年9月2日

5. 専決処分の日 令和6年9月2日

次ページをお開きください。3件目です。

資料につきましてはNo.3をご準備ください。

1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっております。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

(氏名) 愛知県知多市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は田です。

高田郷 (地番) 面積 137 m<sup>2</sup>

高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり (街区番号)、面積 94 m<sup>2</sup>です。

4. 申 請 日 令和6年9月2日

5. 専決処分の日 令和6年9月2日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年9月25日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。次に行事報告を、事務局お願いします。

(令和6年9月行事報告)

最後に、10月の日程について事務局からお願いします。

事務局

10月の日程ですが、総会を25日（金）午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。